

## 市長発言要旨

### 【発表事項】

#### ① 東成中学校開校時期に係る条例改正案の提案について

私から、東成中学校開校時期に関して、「米沢市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を改正することを、市議会6月定例会の追加議案として提案することといたしましたので、お知らせいたします。

今回の条例改正案の提案につきしては、以前から申し上げていたとおり、財政状況の悪化や、気候変動、物価高騰等により、行政を取り巻く状況の変化が大きいものとなっていることから、東成中学校の開校時期を令和11年度から3年延期して令和14年度とし、その間に全中学校の体育館へのエアコン設置を進めていく考え方について、各コミュニティセンターでの説明会や上郷小学校・万世小学校の4～6年生児童の保護者対象のアンケート調査等を実施し、関係者をはじめ市民の皆様の見解をお聴きした結果、提案することにしたものです。

今回提案に至ったアンケート調査等の結果ではありますが、はじめに、実施内容としましては、

①「上郷小学校・万世小学校の4～6年生児童の保護者対象アンケート」

②上郷、万世、東部、各コミュニティセンターでの説明会及び参加者対象アンケート

③令和8年3月3日に私（市長）が市公式 LINE・ホームページにおいて表明した東成中学校開校延期の考え方に対する意見集約

この3種類を実施したところです。

次に、実施結果についてですが、

①「上郷小学校・万世小学校の4～6年生児童の保護者対象アンケート」につきましては、画面に表示されているとおり、開校を延期するという考え方について納得できましたか？の問いに対し、上郷小学校は、回答総数39のうち、「納得できた」及び「ある程度納得できた」が37で、「納得できない」の2を、大きく上回っております。万世小学校におきましても、回答総数33のうち、「納得できた」及び「ある程度納得できた」が30で、「納得できない」の3を大きく上回っている状況です。

②「上郷、万世、東部、各コミュニティセンターでの説明会及び参加者対象アンケート」につきましては、画面に表示されているとおり、上郷コミュニティセンターでの説明会では、実質的な参加人数24のうち、「納得できた」及び「ある程度納得できた」が21で、「納得できない」はありませんでした。万世コミュニティセンターでの説明会では、実質的な参加人数17のうち、「納得できた」及び「ある程度納得できた」が15で、「納得できない」の2を大きく上回っております。東部コミュニティセンターでの説明会では、実質的な参加人数6のうち、「納得できた」及び「ある程度納得できた」が5で、「納得できない」はありませんでした。

③「令和8年3月3日に私（市長）が市公式 LINE・ホームページにおいて表明した東成中学校開校延期の考え方に対する意見集約」につきましては、意見総数は44ございましたが、賛成意見と反対意見は概ね拮抗している状況であるものと捉えております。

なお、只今ご説明しましたアンケート等結果の詳細につきましては、本日、市のホームページで公表いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上のことから、アンケート等結果を見れば、開校延期に反対する意見もあるものの、賛成や「納得できた」若しくは「ある程度納得できた」とする意見が総じて多い状況でありました。このことは、私としては東成中学校開校を延期する考え方について、相当数の方に御納得をいただいたものと認識しておりますし、逆に条例改正案を提案しないという理由が見出せないことから、今回、条例改正案を提案したいと考えたものです。

## ② ネーミングライツの募集について

ネーミングライツ事業とは、市が所有する公園やスポーツ施設などに、企業の皆様に社名や商品名などの愛称を付けていただくとともに、ネーミングライツ料を市に納めていただき、市はその施設を整備する財源として活用させていただき取り組みです。

企業の皆様には社会貢献の機会を提供し、市は新たな財源を確保することで、市民サービスの向上を目指すものです。

ネーミングライツの募集は、本市では今回が初めてとなります。

今回、本市で募集する施設は次の3施設です。

1つ目は、【米沢総合公園】です。

市営人工芝サッカーフィールド、市営野球場（皆川球場）、市営多目的屋内運動場、市営プール、市営弓道場を含む公園全体へのネーミングライツとなります。

公園内の施設合計での年間利用者数は約19.5万人で、希望価格は税抜き年額300万円以上、契約期間は3年といたします。

2つ目は、【市営体育館・武道館】です。

年間利用者は約7万人で、希望価格は税抜き年額80万円以上、こちらも契約期間は3年といたします。

3つ目は、【松川公園】です。市営陸上競技場を含む、公園へのネーミングライツとなります。

公園内の施設合計での年間利用者は約3.5万人で、希望価格は税抜き年額60万円以上、こちらも契約期間は3年です。

これらの施設は、小中高生を含めた多くの市内外の方にご利用いただいている施設ですので、企業名や商品名をPRする場として、また市民の皆様にとっても親しみやすい愛称が付くことで、さらなる魅力向上が期待できると考えております。

募集の詳細は、6月1日（月）から市のホームページで公開いたしますので、ぜひ、多くの企業の皆様にご応募いただきたいと思います。

## ③ 米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画のパブリック・コメントの募集について

この計画は、将来起こりうる新たな感染症危機に対し、市民の皆様の生命と健康を守り、社会経済活動への影響を最小限に抑えるための米沢市の方針で、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条に基づく計画です。

米沢市では、平成21年10月に、国や県が作成した行動計画に合わせて「米沢市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。

その後、令和元年12月に発生した「新型コロナウイルス感染症」への経験を活かし、令和6年7月

に国が政府行動計画を大きく見直し、さらに令和7年10月には 県の行動計画も変更となりました。

これらを受けて、米沢市も国や県の新しい行動計画との整合性を図るため、市の行動計画を改定するものです。

主な改定のポイントを3つに絞ってご説明いたします。

1つ目は、対策項目を発生段階に分けて対応することです。

この計画は8つの対策項目に対して、発生段階を「準備期」「初動期」「対応期」の3つの期に分け、それぞれの時期に市がどのような役割を果たすべきかを具体化しています。特に、感染症がまだ発生していない「準備期」における取り組みを一層充実させることで、有事の際に迅速かつ的確に対応できるようにしています。

2つ目は、対策推進にあたっての留意点を記載しました。

県の行動計画に準じ、本市行動計画の対策推進にあたっての留意点を8つ記載しています。

特に重点を置くポイントは「平時からの備えの充実」です。関係機関の連携強化、市民等への普及啓発、DXの推進、人材育成の実施を行います。

また、感染症危機の際は「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え」を行います。

そして「基本的人権の尊重」です。

3つ目は、本市の危機管理体制の変更です。

このたびの改定では、平時から「米沢市新型インフルエンザ等対策委員会」を常設の委員会として設置することで、政府や県の対策本部が設置された場合など、必要があると認められたときに開催する体制とします。これにより迅速に「米沢市新型インフルエンザ等対策本部」の設置の検討がなされるように変更しました。

以上が、米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要です。

パブリック・コメントは、6月1日から6月22日までの22日間に実施し、より多くの市民の皆様からご意見をいただきたいと考えています。

#### **④ 令和8年度新たな熱中症対策について**

本市の熱中症対策をより一層推進するため、新たな取り組みを実施いたします。

まず、本市独自の「米沢市熱中症予防啓発サポーター登録制度」を新設し、登録団体の募集を開始します。これまで、気候変動適応法に基づく「米沢市熱中症対策普及団体」の募集を令和7年7月から開始しましたが、申請団体における手続き面での負担が大きく、令和8年4月末時点で指定された団体は1団体のみという状況でした。そこで、この度、より多くの団体に熱中症対策にご協力いただくため、気候変動適応法によらない、本市独自の制度を創設するものです。これにより、地域の皆様と連携し、きめ細やかな情報発信や啓発活動を展開してまいります。

次に、包括連携協定の一環として、6月1日から、本市内の郵便局において、クーリングシェルターに準じた「涼みどころ」を開設します。これまで本市では、公共施設の開放など、様々な熱中症対策を講じてまいりました。その中で、地域に根差し、市民の皆様にとって身近な存在である郵便局から、熱中症対策へのご協力のお申し出をいただきました。この「涼みどころ」では、郵便局の開局時間中、どなたでも無料で、冷房の効いた快適な空間で休憩をしていただくことが可能です。利用時間は平日の

午前9時から午後5時までとなっており、市内に数多く存在する郵便局は、交通の便も良く、高齢者の方々をはじめ、どなたでも気軽に立ち寄ることができます。今回の郵便局をはじめ、今後も地域の事業者との更なる連携を視野に入れ、熱中症対策をより一層強化してまいりたいと考えております。市民の皆様には、この「涼みどころ」と、現在市内に開設されている「クーリングシェルター」を積極的にご活用いただき、熱中症予防に努めていただきますようお願い申し上げます。本市は、これからも市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

#### 【回答事項】

- ① 市は、5月12日開催の市新規観光財源等検討委員会委員の委嘱状交付式において、宿泊税の導入を検討する方針を示しました。宿泊税の導入を決定したわけではありませんが、市長は観光振興にはインフラ整備が必要なものの、市の財政は厳しいとの認識も表明しています。宿泊税に限らず、観光分野に活用できる特定財源を確保した場合、優先的に取り組みたいと考えている事項は何ですか。

5月12日開催の市新規観光財源等検討委員会では、観光分野での投資、整備が増えていると、そこでの財政需要が増えていると、そこで、新たな財源を確保したいということで検討を始めてもらいました。宿泊税や入湯税など含めて新たな財源確保に着手したところです。

本市としては観光分野に活用できる特定財源を持つ必要があると思っています。今年度から観光文化スポーツ部を新設しましたが、広く交流・関係人口の拡大につなげていくための貴重な財源、とりわけ観光振興を図る施策に充てていきたいと考えております。その中で何を優先するかとなれば、観光事業者、関係者の思いや意見、現状をしっかりと整理し、検討してまいりたいと思います。財源ができていない現在、具体的にあれこれというのは時期尚早かと思っておりますので、まずは観光に特化した財源として必要であるということ、そして当事者の方々の意見をしっかりと伺う必要があると思っております。